

平 29.10.16  
総 1 2 - 2

# 参 考 資 料

[ 税務手続の電子化等について ]

平成 29 年 10 月 16 日(月)

財 務 省

### **第3章 経済・財政一体改革の推進**

#### **3. 主要分野ごとの改革の取組**

##### **(5) 歳入改革、資産・債務の圧縮**

##### **① 歳入改革**

###### **(税制の構造改革)**

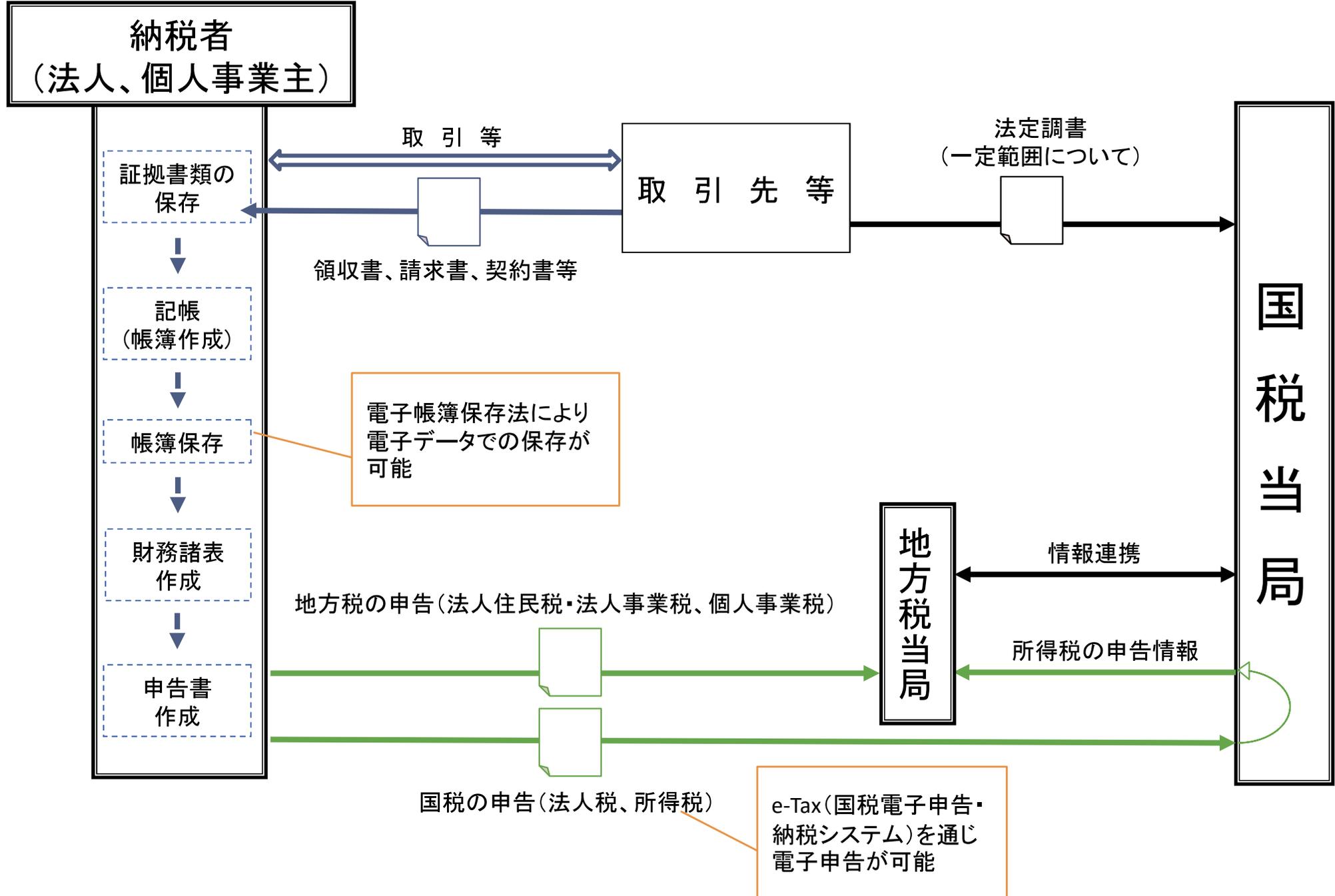
経済社会の構造が大きく変化する中、引き続き、税体系全般にわたるオーバーホールを進める。

個人所得課税や資産課税については、政府税制調査会におけるこれまでの議論等を踏まえ、経済社会の構造変化を踏まえた税制の構造的な見直しについて検討を行う。所得再分配機能の回復を図るためには、税制、社会保障制度、労働政策等の面で総合的な取組を進める必要がある。個人所得課税については、所得再分配機能の回復や多様な働き方に対応した仕組み等を目指す観点から、引き続き丁寧に検討を進める。

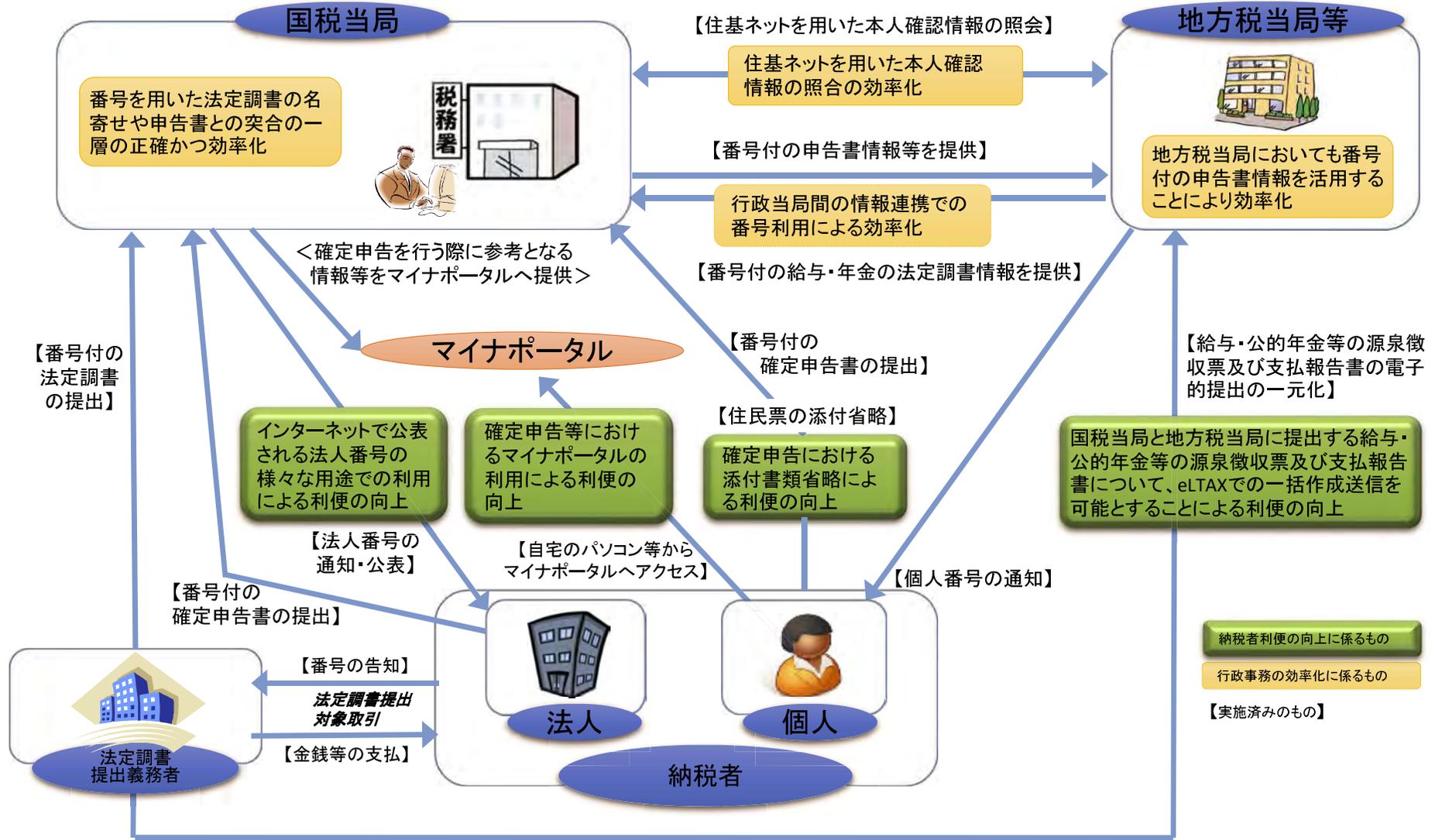
国際協調を通じた「B E P S プロジェクト」の勧告の着実な実施を通じて、グローバルな経済活動の構造変化及び多国籍企業の活動実態に即した国際課税制度の再構築を進めていく。あわせて、税務当局間の情報交換をより一層推進する。

グローバル化やICT化が急速に進展する中で、国・地方における納税者の利便性を向上させるとともに、適正・公平な課税を実現し、税に対する信頼を確保するため、制度及び執行体制の両面からの取組を強化する。

# 申告手続の流れ(法人、個人事業主)



# 税務におけるマイナンバー等の利活用(イメージ)



# 諸外国における法人税の電子申告の状況について(未定稿)

国名	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	カナダ	スウェーデン	エストニア	韓国
電子申告割合	68% (2014年)	98% (2013年)	n.a.	96% (2013年)	88% (2015年)	75% (2013年)	99% (2013年)	99% (2015年)
電子申告対象手続	○法人税申告書及び添付書類の申告	○法人税申告書及び添付書類の申告	○法人税申告書及び添付書類の申告	○法人税申告書及び添付書類の申告	○法人税申告書及び添付書類の申告	○法人税申告書の申告	○法人税申告書の申告	○法人税申告書及び添付書類の申告
電子申告義務化状況	一部義務化	原則義務化	原則義務化	原則義務化	一部義務化	義務化せず	一部義務化	義務化せず
電子申告を義務化した年	○2005年12月31日以降に終了する課税年度	○2010年4月1日以降に終了する課税年度であって、2011年4月1日以降に行われる申告	○2011年1月1日以降に開始する事業年度	○2012年12月31日以降に終了する課税年度 ※2000年12月31日以降に終了する課税年度より一部義務化し、順次対象者を拡大	○2009年12月31日以降に終了する課税年度		○2011年1月1日以降の申告分	
電子申告義務対象者	○課税年度末時点の総資産が1,000万ドル以上で、暦年で250件以上の申告書を提出する普通法人等 ※申告書、支払調書等あらゆる様式を含む	○全法人	○全法人	○全法人	○年間総収入が100万カナダドル超の法人 ※保険会社、外国法人等、特殊な申告書を作成する必要がある法人を除く		○従業員が5人超の法人	
電子申告義務の免除規定	○倒産、破産、災害等、IRS長官が正当な困難事由があると認める場合 ※申請が必要	○清算命令が出ている場合等	○不相当な追加費用が発生する場合や、ITにアクセスできない場合等、電子申告が著しく困難な場合 ※申請が必要	○電子的に添付することが困難な書類を提出する場合等 ※申請が必要	○非常事態や、健康上の理由がある場合 ○支払い不能等、財政的困難がある場合 ○当局の事情等 ※申請が必要		○なし	
義務対象者が電子申告を行わなかった場合	○書面での申告は無申告とみなし、その後の電子申告が期限後である場合は、無申告加算税を賦課 ※無申告期間1カ月毎に、申告すべき税額の5%(最高25%。60日を超えた場合には下限あり)	○書面での申告は無申告とみなし、その後の電子申告が期限後である場合は、無申告加算税を賦課 ※無申告期間の長さと同習性に応じて、100～1,000ポンドと、申告すべき税額の10～20%を併科	○書面での申告は無申告とみなし、その後の電子申告が期限後である場合は、無申告加算税を賦課 ※無申告期間1カ月毎に、申告すべき税額の0.25%(最低25ユーロ、最高25,000ユーロ)	○書面での申告を受け付けた上で、加算税を賦課 ※申告すべき税額の0.2%(最低60ユーロ)	○書面での申告を受け付けた上で、過料を賦課 ※1,000カナダドル		○書面での申告は無申告とみなし、過料を賦課 ※1,300ユーロ以下	

(出所)第10回政府税制調査会(2017年6月19日、海外調査報告)提出資料を元に作成(各国の電子申告割合は、海外調査時(2017年4～5月)に現地で聴取した最新の数値を記載)。

# デジタル・ガバメント推進方針(平成29年5月30日)

## (高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)

### 第4章 デジタル・ガバメント推進方針

#### 【方針2】官民協働を実現するプラットフォーム

官民協働を実現するプラットフォームとは、行政におけるデータやサービスを開放し、民間や地方公共団体を含めた多様な主体が相互に連携することによって、社会的課題の解決や国民利便性の向上を実現するとともに、新たな事業機会を創出することのできる仕組みである。限られた行政資源の中、行政が単独でサービスを企画・提供する従来の行政手法では、利用者の多様なニーズに応えることはもはや困難となっている。行政のみがサービスを提供するという意識から、利用者を取り巻く様々なサービスに行政サービスを組み込んでいくという意識への転換が必要である。

上記の考え方を進めていく上では、行政データや行政サービスがデジタルで利用しやすい形で容易に入手できることが前提となる。このため、オープンデータの推進やAPIの整備等、官民データ活用のためのインターフェースの整備が必要である。

また、様々な主体の間で円滑に行政データをやりとりするためには、相互運用性の確保が重要である。データや技術の標準の整備や、マイナンバー制度活用推進等、データ流通を促進する環境の整備が必要である。

(中略)

#### 【方針2-1】データ流通を促進する環境の整備

(中略)

- ・ 情報システム間でのデータ連携等、行政機関内外における行政データの円滑な流通を可能とするよう、データレイアウト、語彙、コード、文字等の標準化・共通化など、行政情報システムに係る規格の整備や相互運用性の確保に向けた取組を行う。
- ・ 今後、データ流通を促進する観点から、マイナンバー制度の活用を推進する。このため、新規にサービスを企画立案する、又は情報システムを更改する際にマイナンバー制度を用いた情報連携や、公的個人認証サービスの導入を検討する。加えて、マイナンバー制度の活用を前提として、各種申請等の手続及び様式等の見直しを進める。